学習指導要領の改訂（読み原稿）

**１　学習指導要領の改訂**

学習指導要領の改訂については，これまで中央教育審議会の教育課程部会の総則・評価特別部会や小学校部会，中学校部会，高等学校部会の各学校種別の部会で審議が行われました。これらをもとに平成28年８月26日の教育課程部会で「次期学習指導要領に向けたこれまでの審議のまとめ」が審議されました。今日はそのことを踏まえてお話をしていきたいと思います。

**２　講演の内容**

　　今日はスクリーンに示していますような項目でお話をしていきたいと思います。

**３　学習指導要領改訂の方向性**

　　今回の学習指導要領改訂の審議の中で重要視されたのは，まず「社会に開かれた教育課程」を作るということです。

　　現在，社会や産業の構造が変化してきており，将来の予測が難しい社会になりつつあります。そのような中，私たちに求められるのは，予め決められた手続を効率よくこなしていくことだけではありません。伝統や文化に立脚した広い視野をもち，志高く未来を創り出していくために，必要な資質や能力を子どもたち一人一人に確実に育む学校教育を実現することです。子どもたちに「どのような未来を創っていくのか」，「どのように社会や人生をよりよいものにしていくのか」を考える力を育て，それに向かって試行錯誤し，新たな価値を生み出す力を育成することが求められています。

　　そのため，これからの時代に求められる資質･能力について学校と地域とが共通理解をして，その上で，学校で教育をしていくことが必要になります。

　　「よりよい社会をつくることを目指していく」という目標を家庭や地域と共有し，そのために必要な資質・能力を明確にし，地域と連携・協働しながらそれらの資質・能力を育んでいくことが求められます。

　　このような「社会や地域との関わり」については，このあとで説明をしますが，「育成すべき資質・能力」の中の重要な要素となっていますし，「カリキュラム・マネジメント」においても社会や地域との関わりを求めているなど，様々なところで「社会・地域との関わり」が重視されています。

　　さて，新しい学習指導要領で示される内容ですが，「何ができるようになるのか」という，新しい時代に必要となる「育成すべき資質・能力」を明確にし，その資質・能力を育成するために「何を学ぶか」，「どのように学ぶか」について示されていきます。

　　「新しい時代に必要となる資質・能力」については，このあとに詳しく説明をしたいと思いますが，大きく３つの要素，「知識・技能」，「思考力・判断力・表現力」，そして「学びに向かう力・人間性」が上げられています。

　　「知識・技能」，「思考力・判断力・表現力」の２つは現行と同じですが，「学びに向かう力・人間性」は今回，新たに出てきたものです。

　　また，これまでの学習指導要領にも学習指導の内容，つまり「何を学ぶか」については記されていました。今回は現行の学習指導要領に示されている学習内容の削減は行わないとされています。

　　これは，「主体的・対話的で深い学び」を行うと時間が必要になり，そのために学習内容を削減して時間数を生み出す必要があるのではないか，とか，あるいは，高学年で教科としての英語を年間70時間実施すると週当たり１時間多くなるので，学習内容を削減してその時間を生み出す必要があるのではないか，という考えを払拭するために，「学習内容の削減は行わない」ことを明確にしています。

　　今回の改訂では「学び方」，つまり「どのように学ぶか」について示されているのが大きな特徴です。学習指導要領は，学校教育を通じて子どもたちが身に付けるべき資質・能力とともに，学ぶべき内容や学び方の見通しを示す，言わば「学びの地図」とすることを目指していると言えます。

　　現行の学習指導要領でも　「学び方」について触れられていないわけではありません。

　　たとえば，「総則」の「第４　指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」の中で２の(1)として「各教科等の指導に当たっては・・・言語に対する関心や理解を深め，言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え，児童の言語活動を充実すること」や，(2)として「各教科等の指導に当たっては，体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を重視する」ことが述べられています。

　　また，教科の中では「算数」において，「教科の目標」のはじめの部分に「算数的活動を通して」という記述があります。算数科の目標を達成するために，「児童が目的意識をもって主体的に取り組む算数にかかわりのある様々な活動」である「算数的活動」を行うことが述べられています。

　　先ほども申し上げましたが，今回の改訂では，学習指導の方法，つまり「どのように学ぶか」ということについて，現行の学習指導要領に比べて，かなりの比重を置いているところが特徴的なところです。この内容として「主体的・対話的で深い学び」であると位置付けた上で，「特定の指導方法のことでも，学校教育における教員の意図性を否定することでもない」としています。

　　この内容については，あとで詳しく述べたいと思います。

　　新しい学習指導要領は，新しい時代に必要となる資質・能力を明確にし，それらを育成するために，知識の量を削減せず，質の高い理解を図るために，このあと触れるように，学習過程の質的改善を行っていくことを目指している，と言えると思います。

**４　育成すべき資質・能力**

　　それでは「育成すべき資質・能力」についてお話をしたいと思います。

　　ご覧のように，①　何を知っているか，何ができるか（生きて働く「知識･技能」の習得），　②　知っていること，できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判 断力・表現力等」の育成），　③　どのように社会･世界と関わり，よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力･人間性等」の涵養）の３つの要素で考えられています。

　　この３つの要素がバランスよく育成されていくようにすることが大切です。

　　以前に「考える力」が大切であると言われたときに，「知識や技能は必要ない」という極端な考え方が出てきました。　今回の改訂では，先ほどお話をしましたように学習内容の削減は行われません。

　　馳浩　前文部科学大臣の時に出された「教育の強靭化に向けて」の中でも，「『ゆとり教育』か『詰め込み教育』か，といった，二項対立的な議論には戻らない。知識と思考力の双方をバランスよく確実に育むという基本を踏襲し，学習内容の削減を行うことはしない」とされています。

　　知識の量は削減せず，質の高い理解を図るために，このあと触れるように，学習過程の質的改善を行っていくことが重要になってきます。

　　さて，この「知識」ですが，個別の事実的な知識だけではなく，既にもっている知識や経験と新しい知識とを結び付け，様々な場面で活用できる，いわゆる「概念的な知識」も「知識」として，新しい学習指導要領ではとらえています。

　　「概念的な知識」は，思考・判断・表現を通じて獲得されたり，あるいは，思考・判断・表現をする過程で活用されたりするものであり，また，社会との関わりや人生の見通しの基盤ともなります。

　　このように，資質・能力の三つの柱は相互に関係し合いながら育成されるものとして，とらえられています。

　　また，「学びに向かう力･人間性等」は，今，述べてきたような活動を推進していく力であり，社会や世界，あるいは自分の人生をよりよい方向へもっていこうとする価値的な内容と関わるものです。各学校が子どもの姿や地域の実情を踏まえて具体化していくことが求められます。

　　次に，このような資質・能力を育成するために，どのような学習活動を行うのかについて見ていきます。

**５　学習活動の見直し**

　　子どもたちに「必要となる資質・能力」を育成していくためには，「カリキュラム・マネジメント」を通じて，「何を学ぶか」ということと「どのように学ぶか」ということを組み立てていくことが重要になります。

　　特にこの中で，社会で生きて働く知識や力を育むためには「どのように学ぶか」という，学びの過程の質を高めていくことが重要になると考えられています。

　　物事に対する見方･考え方を身に付けて深く理解したり，多様な人との対話で考えを広げたり，学ぶことの意味と自分の人生や社会の在り方を主体的に結びつけたりしていくという学びがなされることによって，生きて働く知識や力となっていきます。

　　そこで，その鍵となるのが「主体的･対話的で深い学び」です。こうした学びになるよう　授業を改善していこうとするのが，今回の改訂の主眼であると言えます。

　　平成２６年１１月２０日に文部科学大臣から中央教育審議会への諮問「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」の中で，「アクティブ・ラーニング」という言葉が４回も使われていたことから，「アクティブ・ラーニング」が注目を集めました。しかし，その内容が十分に理解されずに，言葉だけが独り歩きをしてしまった嫌いがあります。とりわけ，「アクティブ・ラーニング」がある特定の指導法を指しているようにとらえられていることもあり，本来の意味とは異なってきてしまっていました。

　　あくまでも，「アクティブ・ラーニング」の指し示すのは子どもの学びの姿です。そこで，「アクティブ・ラーニング」という言葉は使わずに，より具体的に「主体的で対話的な深い学び」という言葉で表現されるようになりました。また，「アクティブ・ラーニング」という言葉を使う場合でも，「アクティブ・ラーニングの視点に立って」などという使い方をしています。

　　学習中の子どもの姿が，「主体的な学びになっているか」「対話的な学びになっているか」「深い学びになっているか」ということを，常に確かめていくことが必要ですし，指導計画を作成する際には，このような学びの姿になるようにしていくことを考えて作成していくことが必要です。

　　そのためには，「主体的･対話的で深い学び」が，実現できるように，言語活動や体験活動，問題解決的な学習などを指導計画の中に適切に位置付け，充実させていくことが重要だと思います。

　　このあと，「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」のそれぞれについて，少し詳しく見ていきます。

**６　「主体的な学び」**

　　まず，「主体的な学び」ですが，

　　学ぶことに興味や関心をもち，自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら，見通しをもって粘り強く取り組み，自らの学習活動を振り返って次につなげることができるのが「主体的な学び」の姿です。

　　先ほどお話をした「育成すべき資質・能力」の中の「学びに向かう力・人間性」と深く関係があります。「学びに向かう力・人間性」というのは，学習活動を推進していく力であり，社会や世界，あるいは自分の人生をよりよい方向へもっていこうとする価値的な内容と関わるものでした。まさに，この力が主体的な学びを形づくっています。

　　そこで，注意しておきたいのが，「主体的」という言葉から，これまで，学習活動を子どもの自主性のみに委ねてしまい，学習成果が上がらず「活動あって学びなし」と批判される授業実践があったことです。

　　学習指導に当たっては，例えば課題の内容や課題設定の方法を工夫し，子どもが「自分の問題である」と解決の必要性を感じ，興味をもって取り組めるようにすることが必要になります。

　　「自己のキャリア形成の方向性と関連付ける」という「学びの姿」が出てきていますが，子どもたちが「自分の生活や自分の生き方と結び付けて考え，よりよい方向を考える」ことができるようにしていくことが求められます。

　　また，子どもがこれまでの学習や経験を基にして結果や方法の見通しをもてるように工夫をしたり，取組の途中であきらめないで最後まで取り組ませるために，意欲を維持させていく工夫や仕掛けなどをしたりすることも必要になります。

　　さらに，学習活動を展開する中で，一応の解決ができても新たな疑問が出てきて，さらに追究する必要感が出てきて学習が発展していくことが大切なことだと考えられます。

　　新しい学習指導要領が全面実施になるまでの間に，このようなことについて校内で十分に研究を進めておく必要があるのではないかと考えます。

**７　「対話的な学び」**

　　「対話的な学び」ですが，

　　子ども同士の協働や，教員や地域の人との対話，先哲の考え方，これは本を読むことなどによって，それを手掛かりに考えること等を通じ，自らの考えを広げ深めているのが，「対話的な学び」の姿です。

　　今，いろいろな機会に授業を見ていて心配になるのは，学習過程の中に，友達との協働や，教員や地域の人との対話などの場面を設けているから「対話的な学び」ができている，とらえていることがあることです。

　　先生が「隣の人と話し合いなさい」と指示したから話し合うのでは意味がないと思っています。もちそん，そのような経験をさせるために行うことは大切だと思いますが，子どもたち自身が「友達と相談してみたい」とか，地域の専門家に「聞いてみたい」と思える状況，協働する必要感，対話する必要性が感じられる仕掛けが大切になると思います。

　　そして，その活動を通じて自分の考えを広げ，深められていなければ，「対話的な学び」ができているとは言えないのではないでしょうか。

　　「考えを広げ深める」ためには，まず，子ども自身が自分なりの考えをもってその活動に参加していることが必要ではないかと考えています。不完全であっても，あるいは，鮮明ではない，あいまいなものであっても，なんらかの自分の考えをもっていることが大切だと思います。「対話的な学び」ができるようにするためには，子どもが自分なりの考えをもてるような指導が必要になってきます。

　　そして，「友達の考えを聞いてみたい」，「先生や地域の方々から話を聞いてみたい」，「自分の考えを伝えてみたい」，そのような交流を通して，「考えをよりよいものにしていきたい」という思いを子どもがもっていることが大切だと考えます。子どもたちが追究することの必要感をもっていること，追究することの価値に気付いていることが必要になってくると思います。

**８　「深い学び」**

　　次に，「深い学び」ですが，「習得した知識や考え方を活用した『見方・考え方』を働かせながら，問いを見いだして解決したり，自己の考えを形成し表したり，思いを基に構想を創造したりすることに向かうもの」を｢深い学び｣ととらえています。

　　先ほど申し上げた「主体的な学び」や「対話的な学び」に比べて，この「深い学び」は，イメージがなかなかつかみにくいのではないでしょうか。

　　鍵となるのは各教科等の特質に応じて育まれる「見方・考え方」だと考えます。今後の授業改善においては，この「見方・考え方」が重要になってきます。

　　子どもたちが，各教科等の学習で知識や力を身に付けていく過程の中で，物事をとらえる視点や思考の枠組みが鍛えられていきます。例えば，算数では，初めて平行四辺形の面積を求めようとするときに，これまで学習している長方形の面積の求め方を基に，何とか長方形に直すことができないかと考えるなど，事象を数量や図形，あるいはそれらの関係に着目してとらえて論理的に考えていくなどが，それに当たるのではないかと思います。

　　「見方・考え方」は，知識・技能を構造化して身に付けたり，思考力・判断力・表現力を豊かなものとしたり，社会や世界にどのように関わるかの視座を形成したりするために重要なものとなります。子どもたちが「見方・考え方」を自在に働かせられるようにすることにこそ，教員の専門性を発揮する場面であると思います。

　　今回の「審議のまとめ（素案）」では，これまで教科ごとの部会で議論されてきた各教科の「見方・考え方」について「各教科を学ぶ本質的な意義の中核をなすものであり，教科の教育と社会をつなぐものだ」と説明しています。

　　現時点で，例えば，国語では「言葉による見方・考え方」として「自分の思いや考えを深めるために，創造的・論理的思考，感性・情緒，他者とのコミュニケーションの側面から，言葉の意味，働き，使い方等に着目して，対象と言葉，言葉と言葉の関係を捉え，その関係性を問い直して意味付けること」となっています。また，算数・数学では「数学的な見方・考え方」として「事象を数量や図形及びそれらの関係などに着目して捉え，論理的，統合的・発展的，体系的に捉えること」となっています。

　　今後，「各教科の見方・考え方」について整理し，次の学習指導要領とともに示し，指導に生かせるようにする方向で検討されています。

**９　「主体的」「対話的」「深い」学びの関係について**

　　ここで「主体的な学び」と「対話的な学び」，そして「「深い学び」の関係について，もう一度，振り返りたいと思います。

　　これまでお話をしてきたことから，この三つは完全に独立したものではなく，お互いに関連したものであるということが見えてくると思います。

　　「主体的に」学ぼうとすると，自分なりの考えをもちます。そうすると，その考えについて他の人と考えを交流したくなります。

　　以前に見た理科の授業で，子ども自身が問題意識をもって取り組んでいる時には，先生が「グループで話し合いなさい」と指示をしなくても，実験結果が予想と異なった時など，子どもたちは何を指示しなくても，自分たちで自然と話し合っていました。そして，その結果，自分たちの仮説を変更し，その仮説を検証するための新たな実験を考えるという姿を見ました。

　　このことは，理科という教科の特質である見方・考え方である科学的な思考が行われていると言ってよいのではないでしょうか。

　　各学校では，これから各教科等の指導計画を作成する際に，「主体的・対話的で深い学び」について具体的な子どもの姿としてとらえ，全教職員で共通理解を図っておくことが必要であり，その上で，このような学びをつくるための指導方法を検討していくことが求められます。この時に留意しなければならいのは，指導方法と言っても，ある一つの特定の指導方法ではないということです。児童の実態等を十分に把握し，つまり，「何を理解しているのか，何ができるのか」と言うことや，「知っていること・できることをどう使うことができるのか」，「どのように社会・世界と関わり，よりよい人生を送ろうとしているのか」をしっかりと把握するとともに，「何を学ぼうとしているのか」ということや「何ができるようになればよいのか」ということを考えていくことが必要になります。このような条件を踏まえ，日々，改善を図っていくことが大切です。

**10　学習評価の在り方**

　　現行は「関心・意欲・態度」「思考・判断・表現」「技能」「知識・理解」の４観点ですが，すべての教科等において「目標に準拠した評価」を行い，「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の３観点で評価を行うことになります。

　　これらの観点については，毎回の授業で全てを見取るのではなく，単元の中で学習・指導の内容と評価の場面を適切にデザインしていくことが重要になります。つまり，カリキュラム・マネジメントの際に，評価についても十分に検討することが必要になります。

　　なお，「主体的に学習に取り組む態度」と，資質・能力の柱である「学びに向かう力・ 人間性」の関係についてですが，「学びに向かう力・人間性」には

　　①　「主体的に学習に取り組む態度」として観点別評価（学習状況を分析的に捉える）を通じて見取ることがきる部分と，

　　②　観点別評価や評定にはなじまず，こうした評価では示しきれないことから個人内評価（一人一人のよい点や可能性，進歩の状況について評価する）を通じて見取る部分があることに留意する必要があります。

　　この「主体的に学習に取り組む態度」については，挙手の回数やノートの取り方などの形式的な活動で評価したりするのではなく，子どもが学習に対して，やり方をいろいろと工夫しながら，粘り強く知識・技能を獲得したり思考・判断・表現しようとしたりしているかどうかという意思的な側面を捉えて評価することが求められます。

　　このことは現行の「関心・意欲・態度」の観点についても本来は同じ趣旨なのですが，「挙手の回数やノートの取り方などで捉えるような誤解が払拭し切れていない」という指摘が長年にわたってされていることから，「関心・意欲・態度」を改めて「主体的に学習に取り組む態度」とされました。こうした趣旨に沿った評価が行われるよう，単元の中で，子どもが学習の見通しをもって振り返る場面を適切に設定することが必要となります。

　　資質・能力のバランスのとれた学習評価を行っていくためには，指導と評価の一体化を図る中で，ペーパーテストの結果にとどまらず，論述やレポートの作成，発表，グループでの話し合い，作品の制作等といった，多面的な評価を行っていく必要があります。各学校では，教員が学習評価の質を高めることができる環境をつくっていくことが求められます。

　　また，学習指導要領の改訂を受けて「学習評価の工夫改善に関する参考資料」が作成される予定ですが，それは詳細な基準を示すのではなく，教員が評価基準を作成し，見取っていくための手順を示す内容になると考えられています。

**11　カリキュラム・マネジメント**

　　ご覧のように，「カリキュラム・マネジメント」として大きく３点が掲げられています。

　　１点目は，各教科等の教育内容を相互の関係でとらえ，学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点で，その目標の達成に必要な教育内容を効果が上がるように組織的に配列することです。

　　２点目は，教育内容の質的向上に向けて，子どもたちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき，教育課程を編成し，実施し，評価して改善を図る一連のＰ･Ｄ･Ｃ･Ａサイクルを確立することです。

　　３点目は，教育内容と教育活動に必要な人的資源・物的資源について，地域等の学校外の資源も含めて活用しながら，効果的に組み合わせることです。

　　授業の時数は限られていますので，全ての時間で「主体的・対話的な深い学び」ができるようにすることは不可能だと言えます。そこで，例えば，ある単元のどの時間でそれを行うのかを考える必要があります。

　　現行の学習指導要領では「総則」の「第４　指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」の「２　(12)」で，「学校がその目的を達成するため，地域や学校の実態等に応じ，家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。」と記されています。

　　「社会に開かれた教育課程」の理念の下，子どもたちが未来の創り手となるために求められる資質・能力を育んでいくためには，各学校が「カリキュラム・マネジメント」を通じて，子どもたちが「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」を組み立て，家庭・地域と連携・協働しながら実施し，子どもたちの姿を踏まえながら不断の見直しを図ることが求められます。次期改訂に向けた議論は，各学校が学習指導要領を手掛かりに，こうした「カリキュラム・マネジメント」を実現し，学校教育の改善･充実の好循環を生み出していくことを目指すものです。

　　「カリキュラム･マネジメント」は，教職員が全員参加で，学校の特色を構築していく営みであり，校長のリーダーシップの下，全ての教職員が参加することが重要です。

　　各学校が地域や社会の変化を受け止めながら，学校教育目標や学校として育成を目指す資質・能力を明確にし，その実現に向けて，各教科等がどのような役割を果たせるのかという視点をもつことが重要です。

　　「カリキュラム・マネジメント」は，管理職や教務主任のみならず，生徒指導主任や進路指導主任なども含めた全ての教職員の意識を，教育課程を軸に一本化し，全ての校務分掌の意義を，子どもたちの資質・能力の育成という観点からとらえ直すことにもつながります。また，家庭・地域とも目標を共有し，学校内外の多様な教育活動が目標の実現にどのような役割を果たせるのかという視点をもつことも重要になります。

**12　小学校の授業時数について**

　　お手もとの資料やスクリーンにはありませんが，ここで小学校の授業時数について触れておきたいと思います。

　　「学習指導要領改訂の方向性」の中でも触れましたが，今回の改訂では，現行の学習指導要領に示されている学習内容の削減は行われません。これからお話をする外国語以外の教科での各学年の時数の変更はないとされています。

　　外国語教育においては，外国語で他者とコミュニケーションの基礎を形成するため，「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」のバランスのとれた育成を踏まえつつ，言語や文化に対する理解を深め，他者を尊重し，聞き手，読み手，話し手，書き手に配慮しながら，外国語でコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図ることが求められています。

　　そのため，中学年では「聞く」「話す」を中心とした「外国語活動」を年間３５単位時間実施し，外国語に慣れ親しみ，外国語学習への動機付けを高めます。

　　その上で，高学年では，「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の４つの領域を扱う言語活動を通じて，より系統性をもたせた教科としての指導を年間７０単位時間，行うことになります。

　　つまり，週当たり，中学年では１コマ，高学年でも１コマ増えることになります。多くの学校では週の時間割が２８コマであるのが実態かと思います。この２８コマ以外にさらに１コマを設ける必要が出てきます。

　　「次期学習指導要領に向けたこれまでの審議のまとめ（素案）」では，この時間増への対応の仕方として，１５分間の短時間学習の設定や，６０分授業の設定，長期休業期間中の学習活動，土曜日の活用，週時程のコマ数の増加など，地域や学校の実情に応じて柔軟に時間割編制ができるとしています。

**13　今後のスケジュール等について**

　　学習指導要領の改訂に関わる今後のスケジュールですが，今年中に「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」の「答申」が出され，今年度中に新しい学習指導要領が告示されると言われています。

　　来年度（平成２９年度）は新しい学習指導要領の「周知・徹底」の期間となります。この間に教科書会社は新しい学習指導要領に基づく教科書の編集が行われると思います。

　　平成３０年度，３１年度の２年間は移行期間となります。平成３０年度からは道徳については先行実施となります。また，この年度，新しい教科書の検定が行われ，平成３１年度は各地で教科書採択が行われ，この年度の終わりには各学校に新しい教科書が届くことになります。

　　そして，平成３２年度から新しい学習指導要領に基づいての教育活動が全面的に実施されることになります。

**14　全面実施までの各学校における準備**

　　このような新学習指導要領全面実施までのスケジュールを見てみると，この間に各学校でいくつか取り組んでおくべきことが見えてきます。

　　まず，全教職員で「答申」と「新しい学習指導要領」をしっかりと読み込むことが必要です。特に，教員は各教科等の内容に目が行きがちになりますが，今回は改訂の趣旨を十分に理解することが必要です。ですから「答申」と，そして「総則」についての理解を十分に行うことが求められます。

　　そして，今回の改訂でのいくつかのキーワードがあるかと思います。

　　新しい学習指導要領が目指すものとしての「社会に開かれた教育課程」，育成すべき資質・能力として「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性」，学習指導要領の内容として「何ができるようになるのか」を明確にし，そのために「何を学ぶか」だけでなく「どのように学ぶか」を盛り込んでいること，学びの姿としての「主体的・対話的で深い学び」，「カリキュラム・マネジメント」などが挙げられます。

　　これらの一つ一つについて，全教職員で共通理解をしておくことが重要だと思います。中でも，特に「主体的・対話的で深い学び」については，今のうちから，目の前の子どもの具体的な姿としてとらえ，学習指導の在り方の検討を始めておくことが必要ではないでしょうか。そのためには，各教科の「見方・考え方」についての研究を深めておくことも必要になります。

　　また，「カリキュラム・マネジメント」についても，全教職員で行うことが必要です。「カリキュラム・マネジメント」の意義と，具体的にどのように進めていくのかを検討しておくことが大切だと思います。

　　その他にも新しい学習指導要領の全面実施までには，「学校の教育目標」の検討，週時程や生活時程の検討，プログラミング教育を含めて，教科横断的な内容の研究，外国語の指導と評価の在り方，そして，それらに基づいての教育課程の編成，評価計画の作成などがあるかと思います。それぞれの学校の実態を踏まえて，やらなくてはならない事項をリストアップして全面実施までの工程表を作成し，全教職員で取り組んでいくことが必要だと考えています。